

ROYAL

輸出ビジネスの紹介



| 京果グループ 組織概要



京果 京都青果合同株式会社









京果グループ S.B.S滋賀びわ湖青果株式会社



Kyoka Logistics Co., Ltd.

Kyoka Ifco Co., Ltd.

グループ総売上は約1,600億円

株式会社ローヤル 会社概要

フルーツ・野菜・青果物加工品の輸出入の専門商社です。もともとの輸入 ビジネスで培ったグローバルなネットワークを活用し日本国産商品の輸出や 三国間貿易など輸出ビジネスも積極的に行っています。

社 名	株式会社 ローヤル
創業	昭和56年4月1日
資本金	6,000万円
売上高	約330億円
代表者	代表取締役社長 中野塙是
従業員	131人 平均年齢41歳(令和4年4月1日現在)
事業内容	生鮮果実·野菜の輸出入、加工及び販売 乾燥果実・野菜類の輸入販売

沿革

1950年

京果京都青果合同株式会社 貿易部発足

1981年

商事部を分離して「株式会社ローヤル」として新発足

1999年

バナナの直輸入を開始

2004年

食品安全管理室を設置

2012年11月

京都青果センターに本社移転

2014年

アジア・フルーツロジスティカ 初出展

2018年2月

フルーツロジスティカ・ベルリン 初出展

|株式会社ローヤル 事業内容

青果物の輸入事業



世界各地から果物や野菜を輸入し 全国の量販店や青果会社、加工業 者やメーカーへ販売をしております。

青果物の輸出事業



国産の青果物・加工品を海外へ輸出販売をしております。

三国間貿易



海外産の青果物 を第三国へ輸出。

加工品の輸入・販売



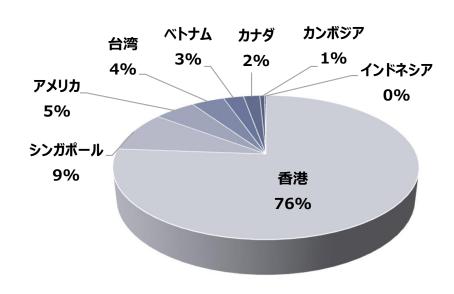


輸入加工品の販売・ 原料供給など。

|株式会社ローヤル 輸出実績



	2022年度 (単位 : トン)	2018年度 (単位: トン)	5年成長率 (%)
りんご	500	380	32%
ブドウ	13	3	508%
梨	147	78	88%
桃	12	10	21%
長芋	264	218	21%
京野菜	27	6	423%
さつまいも	56	156	-36%



- 輸出量は増加傾向にあるが、比率の高いリンゴの 作柄に左右される
- ▶ 国別では香港が大部分を占めるが、経済の落込み・処理水問題等により他国への展開は必要
- ▶ さつまいもは、冷蔵コンテナ輸送時の品質保持が ネックとなり数量減

| 輸出に係る取り組み紹介 ①Asia Fruits Logistica

Asia Fruits Logistica (AFL)は、生鮮野菜・果実とその生産国のためのアジア唯一のB2Bの国際見本市です。

- ▶ 京都中央市場のメンバーとして京果・京都市と合同出展
- ▶ 2014年から継続して出展(輸送パートナーである上組様と共同出展)
- ▶ 出展者数は43ヶ国から700社以上、来場者数は13,000人を超える
- > フルーツや京野菜を中心に展示し、試食提供を実施
- > 日本の青果物は人気が高く試食は大好評
 - ※今年の開催は3日目がストームにより中止となりました。

2024年も9月4日~6日の3日間香港で開催・当社も出展をいたします。







| 輸出に係る取り組み紹介 ②京野菜フェア in 香港

香港現地インポーター様とABCクッキング様にご協力 頂き京野菜フェアを実施しました。

- ➤ AEON STYLE Kornhil店にて京野菜フェアを実施
- ▶ 九条ネギや大黒本しめじ等の京野菜を常時販売頂く
- ▶ 今回は夏野菜である万願寺甘とうを使用した料理を披露!

代表的な京野菜である 万願寺甘とうを香港のスト リートフードである煎醸青椒 風にアレンジして試食提供。











輸出に係る取り組み紹介 ③京野菜流通 in 香港





イオンスタイル Kornhill店

香港イオンの旗艦店舗である同店。 京野菜を常時フルラインナップで販売 していただいております。京野菜フェア もこちらの店舗で実施されます。

そごう Causeway Bay

香港最大の売り場面積を誇る 日本スタイルのデパートです。京 野菜マルシェという名前で京野 菜の販売ディスプレイを常設し ていただいております。







|輸出に係る取り組み紹介 ④GFP主催のイベント参加 🗲



Japan Food Fiesta in Singapore 2023 by GFPに参加し、京野菜をPR!

▶ 現地の日本人シェフが調理デモを行い、現 地バイヤーの皆様に試食して頂きました









国内の輸出イベントにも積極的に参加し、 輸出商材の開拓を行っています!



GFP超会議 in 東京

おかげさまでたくさんのご縁を頂いております!

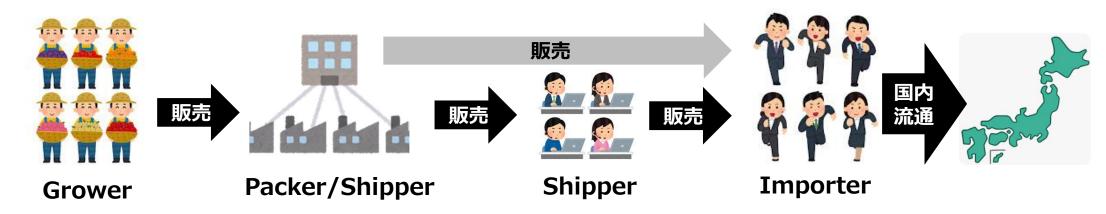
青果物輸出 産地セミナー & マッチング in関西



輸入商社から見た輸出拡大における課題

- > 輸出先国の集中(台湾·香港で約80%を占める)
- ▶ 青果物輸出の約70%が果実 (※国内流通量は野菜が約1,000万トン、果実が約280万トンと真逆の構成比率)
- ▶ 日本産青果物の流行を受け、海外で模倣生産が増加、それによる将来的な輸出需要の低下 Ex)中国・韓国産(ペルー産も?)のシャインマスカットや、アメリカ産日本風甘藷の生産増加等
- ▶ 輸出を想定していない規格や、産地ごとに仕様が異なる
 →カビ、腐敗、荷崩れ、潰れ等により、ロスが発生し、コスト増の要因となっている
- ➤ 生産者が販売したい価格と輸出先現地の相場価格のGAP
- ▶ 残留農薬・害虫の問題、それに付帯する園地登録や各種証明書の対応など

(参考例)海外の青果物輸出の仕組み



| (参考) 海外のコピー商品&中韓産シャインマスカット

日本産の青果物を模倣した商品が海外では多数販売されています。特に中国産・韓国産の商材が多く、年々品質や食味も向上している印象です。

中国産シャインマスカット in 香港





海外のコピー商品 in 2022年バンコク市場





韓国産シャインマスカット in 香港





| (参考) 青果物の国別輸出条件 早見表

農林水産省 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表):貨物編https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf

祖司		71	-	2 70	72		ŧσ.	941	合の	M.E.	来而	1000	.()	Lax,	ADJECT OF	7 10 20	V			本表			2/14	H 889		かさい(相		900 C	,,,	- 3	4		【携帯品での検疫条件はこちら】 【郵便物での検疫条件はこちら】
雑虫相手国・地 製出相手国・地		カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	0.017	50	ブドウ		÷÷		イチゴ	カポチャ	キュウリ		トウガラシ	ナマナ	ピーマン	メロン	キャベツ	オギ	m m	タス	サックマイモ	7 7 7	タマホ	ナガイ	ニンジン	ワサビ	精米	玄	緑茶(製茶)	備 考 【本表について】 ・ 勝外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度 に従う必要があります。 ・ 本裏では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検疫 条件を掲載しています。 ・ 本裏に掲載されていない個、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。 ・ ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検疫条件一覧表をWEB上で参照で きます。
超 国	Q	+10-2	Q.	Q*10-1	×*1	×.	×	Q	Q*10-	1 ×*	×	a	Q*10-1	×*1	×*1	×*1	Q*10-2	3C*1	Q*10-2	Q	a	0	a ×	(*I ×	*1 ×	1 Q	×*1	×*1	Q	a	0	0	【後中の配号について】 ※注意事項1を参照
台湾		a	Q	Q	ń	*	a	Q	a	rtr	☆	a	Q	a	Q	a	×*1	Q	Q	Q	a	a	a a	*14	0	Q	a	Q	Q	0	Q	0	◎: 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。
中国		x*0	×*2	ת	PQ	× '	×*	×	×*1	×	o PQ	×*2	×*1	×*2	×*1	×*2	x*2	×*1	×*2	×*0	×*2	×*2	x*2 ×	*2 X	*2 ×	×*1	×*0	× *2	×*2	ŵ	×*3	a	Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。
香港		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 6	9 6	9 6	0	0	0	0	0	0	0	P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。
フィリピン	2	x *2	×°	× *2	PQ	PG	×	×	×4	×	PQ	× *2	׫l	×*2	×*2	× 42	×*2	×*2	× *2	×*1	×*2	×*2	x*2 ×	12 ×	41 X	2 x*1	×*2	× e2	×*1	PQ	PQ	0	 ☆: 二国間合業に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できます。 詳細についてはこちら
ベトナム		×*1	×*2	× *2	tr	×*	2 ×*	×*	*	×*	2 12	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	x*2	×*2	×*2	×*2	× *2	×*2	Q ×	*2 ×	*2 ×	12 × 12	×*2	×*2	×*2	q	Q	a	×:輸出できません。
21		ti i	☆	*	#	×*	×*	*	*	*	*	n	×*1	亩	rit	×*1	×	×*1	n	Q	a	Q	0	0 0	0	Q	a	Q	Q	a	×*2	Q	(注1:植物除疫証明書は植物防疫所が行う輸出検査に含格すると発給されます。) (注2:輸入許可証は輸出相手国の植物検疫当局で申請・取得します。)
シンガポー	-/k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 6	0 6	9 6	0	0	0	0	0	0	0	【表中の注釈(*)について】
マレーシ	7	0	0	0	0	0	0	0	PQ	0	0	0	0	0	0	PQ	0	PQ	0	0	0	0	0 6	0 6	9 6	0	0	0	0	PQ	PQ	0	*! 輸出相手国が輸入を原則禁止。 *2 輸出相手国の検疫条件が未設定又は不明。
インドホシ	7	a	Q	a	Q	Q	a	Q	Q*5	a	a	q	O _{e2}	Q*5	a	a	Q	Q	Q	Q	q	Q	a (0 0	0	Q*0	a	Q	Q	q	Q	q	*3 北韓30度以南の南西諸島、小弦原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可。 *4 キプロス向けは果実に変が付いていないこと。
ブルネイ		PQ	PQ	PQ	PQ	PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ P	Q P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ*11	*6 4月16日~9月30日の期間に輸入される場合は、植物検疫証明書が必要。 *6 奄美膳島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものの輸出は不可
12F		x *2	×*2	0*9	×*2	×.	2 ×*0	×	×*2	Q*5	9 \$	× *2	×*2	×*2	×*2	×*2	×*2	×*1	×*2	×*2	× +2	×*2 3	x*2 ×	*2 x	42 ×	*2 Q*9	×*2	× *2	×*2	Q*0	Q*9	Q	*7-1 栽培地検査及び消毒が必要。 *7-2 栽培地検査又は消毒が必要。
スリランカ	-	PQ	PQ	PQ	PQ	PO	PO	PQ	× 41	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ x	al P	Q PO	PQ	×*1	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ*1	*7-3 栽培地検査及び栽培環境によっては消毒が必要。 *8 栽培地検査が必要。 * ** 本本・シャ
パキスタン	2 1	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ P	Q P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ*II	*9 消毒が必要。 *10-1 四国、从州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。 *10-2 九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
アラブ首長国	1連邦	a	Q	a	Q	o	0	0	a	0	0	a	0	a	0	0	0	0	0	0	a	Q	0	0 0	0	Q	a	Q	0	a	Q	0*11	*11 植物核疫の対象とならない場合あり(輸入許可証及び植物検疫証明書が不要)。 *12 個人消費用は禁止。
パーレー	religion (c.)	PQ	PQ	PQ	PQ	PO	-	PQ		PQ	-		PQ	PQ		PQ	PQ	PQ	PQ	PQ		-		Q P	-	-	PQ	_	100	PQ	PQ	-	*13 個人消費用は、栽培地検査及び植物検疫証明書が必要。 1 *14 南西諸島及び小笠原群島で生産されたものの輸出は不可。
クウェート	-	PQ	Pa	PQ	PQ	PO	PQ		PQ	-	PQ		PQ	PQ	PQ	PO	PQ	PQ	PO	PQ	PQ	-	PQ P	Q P			PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PO*11	*15 輸出相手国に確認中。 *16 生産された地区によって、輸出相手国が輸入を禁止している場合があります。
オマーン		PQ	PQ	PQ	PQ	PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ P	Q P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ*II	詳しくは、植物防疫所にお問い合わせください。 *17 産地の要望に基づく輸出先国の現地査察が終了後、輸出可能。
カタール	200	PQ	PQ	PQ	PQ	PO	PO	PQ	PQ	PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PO	PQ F	PQ P	Q P	Q P	PQ	PO	PQ	PQ	PO	PQ	PQ*II	*18 オーストラリアにおける国内手続きが終了後、輸出可能。 *19 引越貨物別送品(UPEs)及び自己査定通酬(SAG)貨物(商用サンブル・研究用途を除く)に
サウジアラビ		PQ	PQ	PQ	PQ	PG	PQ	PQ			PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ F	PQ P	Q P	Q PO	PQ	PQ	PQ	PQ	PO	PQ	-	*20 園地の承認又は消毒が必要。
EU		a	Q	Q*I	Q*6	Q*	a	04	Q*7:	0		a	Q	a	0	0.00-0	Q*d	0*3-3	0	0	a		93	0 0	100		a	0	0	0	0	0	
英国		0	0	a	0*0	0*	-	Q		Q		a	Q	a	a	0+2-2	O+0	0+7-2	Q	Q		-	10	0 0	0		a	Q	a	0	0	0	※注意事項・ご利用方法
212		a	0	O ^{et}	0*0	0*		Q	Q*7-			a	0	a	0	0*7-0	0	0*7-1	0	0	a	_		0 0	2		a	0	0	0	0	0	1.利用上の注意
ノルウェ-		0	0	0	Q	a	-	Q	_	Q	-	22	0	0		0	Q*5	0	Q*5	0				0 6			0	0	0	0	0	0	当早見表に掲載されている検疫条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外 検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。このため、実際 出に際しては、現地輸入者等の関係者を逃じて輸出相手国の産業担当部局または植物検疫が
ロシア		a	a	Q*S	0"	O ^{el}	a	0	a	0.11	0*1	a	a	a	0	0	Q ⁺⁶	0	0	0	a	0 (2.0	*18 Q		* Q	0*10	d'i	d.	q	0	0	一般記され、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせいただくことをお勧めします。 「直等ありました。「複物的皮所にお問い合わせください。
米国(本土		*	p*E	x*I	ri d				*		1 *	-	×*1	×*1	¥*1	×*1	x*1	x*I	rà .	×H	7.0		×*1 ×		100	el pel	P	X al	D _{eq}	0	0	0	また、検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、当早更表で植物接近上は輸入が可なっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合。
カナダ	277.	0	0	_ =	ri di	-	0	0*2	· 0	-	2 1	J-111	0	۵	0	^ a	×*2	0	0	0	0*11		0 6			(A) (A)	U =1	0	0	0	0	0	<u>it.</u>
メキシコ		×*2	× +2	. 12	×+2	32	-	u *	×*1	-	2 X *	A +2	×*2	_ +2	. +2	×*2	× *2	V+1	x *2	×*0	U +2	×*2	. +0	. +2	+2	12	_ +2	- 42	~**	ri d	. 12	0	2.請外国の輸入許可制度について 輸出相手国の輸入許可に関する報会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸
31/-		× *2	~ ·	, e2	*	4			× **		2	× 10	×	~ ·	· 10	04	× *1	~ "	× *2	× 12	_ 42	v+1	+2	4 .	12	×	V 42	× **	, and	, 42		0	国の農業担当部局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館に 合わせください。
<u> </u>		× *2	× *2	× *2	×+2	×	2 × **		× *2		2 v*	A +2	× +2	× +2	A +2	× *2	× +2	× *1	x *2	×*2	× +2	× *2	+2	+2	+2	42	V *2	× *2	× +2	0	×*2	0	
ブラジル		× ·	× 12	× 4	× ·	Α.	2 040	~ 1	X **		2	× 1	W. In Co.	× **	× 11		V +2	× 1	J 42	, a	J #2	C-1	, et	×		A US	× 1	× -	× 1	0.0	, et	0	【植物の輸出相談窓口】 模浜植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 045-211-7155 / FAX 045-211-2171
	GZ 194	*	×	× *2	*		× **	× 41	× ***	1	2 ±	× ·	× *2	× *2	~ *2	× *2	× *2	×*2	× *2	× *2	× *2	×*2	+2	*2 ×	*2	× ×	× **	× *2	× *1	Q*19	×****	0	名古屋植物防疫所輸出検疫担当 TEL 052-651-0114 / FAX 052-651-0115 神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 078-331-2384 / FAX 078-391-1757
オーストラリ	77	×	H	х.	ਸ	×*	× "	×	×	×	×	H	× .	× .	*	*	× -	*	*	*	*	× 1	× ×	×	×	X.	× .	×."	х.	a ·	H	0	門司植物防疫所輸出検疫担当 TEL 093-280-4319 / FAX 093-321-0481 那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当 TEL 098-868-1679 / FAX 098-861-5500

| 生産者様へ期待すること

- 海外のニーズに合ったパッケージ・ロットでの販売
 - ➤ 国内向けの10kg箱だけでなく、化粧箱や輸送時間を考慮したパッケージでのご提案
- ターゲットとなる国・エリアなど、狙いを定めた商品開発
 - ▶ 良い商品でも、相手国を理解していなければ輸出には繋がりにくい
 - ▶ まずは、ご自身の商品がどの国であれば輸出が可能か、どのマーケットで受入れられているか、マネタイズ可能か等を想定して商品開発を進めていただきたい
- 各種検査証・防除暦・認証関係などの取得と登録
 - ▶ 輸出先国や品目によっては、相手先残留農薬基準に対応した防除、園地登録・梱 包証明・衛生証明などが必須

| 商談~輸出開始までの流れ

- ① 本日商談・連絡先等の交換
- ② 輸出したい商品の提案(空港着or港着の価格・MOQ・リードタイムなど)
 - ▶ 後日、メールやWEB会議にて調整
- ③ サンプル輸送
 - ▶ 場合によってはサンプルが不要となる場合も(有償or無償は要相談)
- 4 発注 (メール・FAX・書面で行う)
- ⑤ 納品(通関·検疫)
- 6 出荷
- ⑦ 現地到着
 - ▶ 輸出国にもよるが、香港・台湾は航空便なら納品から2日以内に現地到着
- ⑧ 現地からのフィードバック
- 9 再度注文